**社会教育関係団体活動報告書等について**

**≪記入上の注意≫**

1. **船橋市社会教育関係団体活動報告書**
   * 年月日はすべての団体が令和６年6月1日に統一のこと。
   * 申請者は新年度の会長の住所・氏名にすること。
2. **令和５年度事業報告書及び決算書**
   * 事業報告書は、令和５年度（令和５年4月1日～令和６年3月31日）の定例会を含めて、地区活動への参加、公民館との協力事業、自主事業等を具体的に記入すること。
   * 休会中の場合には、理由を記入すること。
   * 決算書の収入と支出の合計は同じ金額になるようにする。（残金の出た団体は、支出の欄に『次年度繰越金』として、その金額を記入）
   * 月謝という言葉は使わずに『会費』とすること。
   * 講師及び指導者等への中元、歳暮は『交際費』とすること。
3. **令和６年度事業計画書及び予算書**
   * 事業計画は、令和６年度（令和６年4月1日～令和７年3月31日）の定例会以外の行事について具体的に記入すること。ボランティアや老人ホーム慰問等の地域活動を行っている団体は忘れずに記入のこと。
   * 総会を必ず入れること。その他、オンライン等での実施も可とする。
   * 定例会の内容欄は規約（会則）と照らし合わせ、目的に添うよう記入する。
   * 予算書は収入と支出を同じ金額にする。支出欄には『次年度への繰越金』という項目はありません。『予備費』として計上し、その金額が多額にならないようにすること。
4. **役員名簿**
   * 会長、会計、会計監査は必ず設置すること。
   * 規約（会則）に記載されている役員との整合性に注意する。
5. **登録申請に係る団体状況調べ**
   * 指導者の職名欄には、○○教授・○○インストラクター等を記入し、家元・流派等の名称がある場合はあわせて記入し、フリガナを付けること。
   * 会員名簿の提出は不要。
6. **規約又は会則**
   * 団体の事務所は市内の役員宅に置き、会の目的を明確にする。
   * 規約（会則）内の団体名は、申請団体名と同一にすること。

**≪報告書等の提出について≫**

* 提出期限は、**5月３１日（金）まで**とします。
* 東部公民館は現在休館中のため、下記のいずれかの方法によりご提出ください。

①中央公民館3階仮設事務室（船橋駅より徒歩約10分）に持参。

　※時間は**午前9時30分～午後4時30分**の間です。

②5月２２日（水）、２５日（土）、２６日（日）10時～16時のみ、６月５日（水）開設予定の

「東部公民館臨時図書貸出返却窓口」に仮設窓口を設けます。

住所：船橋市前原西２－２９－１２（アフェット津田沼１階）

ＪＲ津田沼駅北口徒歩約８分

※駐車場はございませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。

****

③下記住所へ郵送。（郵送代は団体負担となります。ご了承ください。）

④下記メールアドレスにメールにて提出。

* 書類に不備があった場合には、後日、書類の訂正をお願いする場合がありますのでご了承下さい。

【提出先】　東部公民館

住所 ：〒273－0005

船橋市本町２-2-5 船橋市中央公民館内仮設事務所　東部公民館宛

メール ：　k-tobu@city.funabashi.lg.jp

* 提出する書類
  + **船橋市社会教育関係団体活動報告書**
  + **令和５年度事業報告書及び決算書**
  + **令和６年度事業計画書及び予算書**
  + **役員名簿**
  + **登録申請に係る団体状況調べ**

**（変更がある場合のみ提出する書類）**

* + **規約又は会則**
  + **予約システム使用登録更新等申請書**
    - パソコンで作成するサークルは、東部公民館のホームページ上に書式データを載せてありますのでご利用ください。
    - 規約（会則）は、総会の時に毎年会員に配布するようにしてください。